

ロシアにおける保税倉庫の概要と認定要件

(2016年2月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

モスクワ事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）モスクワ事務所が現地法律事務所 GOLTSBLAT BLPに作成委託し、2016年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびGOLTSBLAT BLPは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびGOLTSBLAT BLPに係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・モスクワ事務所
E-mail：rsm-doc@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a stylized, bold, serif font.

目次

1. 概要	1
2. 一時保税蔵置場	1
3. 長期保税倉庫	2
4. 長期保税倉庫および一時保税倉庫の台帳への登録	3
5. 長期保税倉庫と一時保税蔵置場の基本的な義務	4
6. 長期保税倉庫と一時保税蔵置場に対する要件	5
7. ロシアにおける長期保税倉庫の事例	8

ロシアにおける保税倉庫の概要と認定要件

1. 概要

一時保税蔵置場（ロシア語略称 SVKh）は外国貨物を通関している間に蔵置する目的で短期間（最大4カ月）使用される。現在ロシアには717の保税蔵置場があり、ほとんどのケースにおいて、その敷地に税関ポストが置かれている。

長期保税蔵庫（ロシア語略称 TS）は、外国貨物を通関せずに長期間（最大3年）蔵置するためのものである。購入者の見つかった貨物だけを通関することで関税を節約することができ、買い手のつかない貨物は逆に持ち出すことができる。現在ロシアには109の長期保税倉庫がある。

一時保税蔵置場と長期保税倉庫に関する違いは以下のとおり。

2. 一時保税蔵置場

一時保税蔵置場には税関管理下にある外国貨物が税関によりリリースされるまで関税の支払いなしで保管できる¹。

一時保税の最長期間は2カ月で、税関の許可があれば4カ月まで延長できる²。

受取人³は一時保税蔵置中の貨物に対し、その状態を変化させることなく保管するために必要な通常の実行を行う権利があり、その中には貨物の点検と計測、一時保税蔵置場内での移動も含まれる。貨物のサンプルや見本の抽出、破損した包装の補修、今後の運送向けに必要な貨物の準備などを含むその他のオペレーションは、税関の許可を得て行うことができる⁴。

¹関税同盟関税基本法第167条第1項

²関税同盟関税基本法第170条

³法令では「商品に関わる全権の有する者、またはその代表者」という表現が使われる。これは多くの場合、荷受人、商品の所有者を意味する。

⁴関税同盟関税基本法第171条

一時保税蔵置場は立地・設備・装置に関する要件に適合していなければならない。

一時保税蔵置場に関する情報、所在地、連絡先はロシア連邦税関局のウェブサイトにある一時保税蔵置場台帳から入手することができる。

http://ved.customs.ru/index2.php?option=com_listnsi&view=sinnsi&url_id=VBX

あるいは、ユーラシア経済委員会のサイトでも入手できる。

<https://portal.eaeunion.org/sites/odata/layouts/15/Portal.EEC.Registry.Ui/DirectoryForm.aspx?ViewId=b1603a46-fb86-436b-841c-85529897d158&ListId=0e3ead06-5475-466a-a340-6f69c01b5687&ItemId=228>.

貨物を税関がリリースするまでの一時保税蔵置は、認定事業者（AEO）のステータスを有する会社の倉庫でも行うことができる⁵。

3. 長期保税倉庫

長期保税倉庫として認知されるのは、保税倉庫通関手続きに則って貨物の保管を行うために特別に区切られ構築された建造物、家屋、および（または）屋外のヤードである。

長期保税倉庫には公開型（任意の貨物の保管をするために任意の者が利用できる）と閉鎖型（長期保税倉庫の所有者の貨物の保管だけを目的とする）がある⁶。

長期保税倉庫では、税関管理下にある貨物は最長 3 年まで、関税・税金の支払いなし、非関税措置の適用なしで保管される⁷。使用（賞味）／販売期限のある貨物は、使用（賞味）／販売期限満了後 180 暦日以内に別の通関手続きにかけなければならない⁸。

長期保税倉庫には任意の外国貨物が保管されうるが、入庫日に使用（賞味）／販売期限が 180 暦日を切っている貨物は除外される⁹。

⁵連邦法「ロシア連邦の税関規則」第 198 条第 1 項 3 号

⁶関税同盟関税基本法第 233 条

⁷関税同盟関税基本法第 229 条、第 231 条第 1 項

⁸関税同盟関税基本法第 231 条第 2 項

⁹関税同盟関税基本法第 230 条第 1 項

貨物の所有者¹⁰は、長期保税倉庫内の貨物に対してその保全に必要な通常のオペレーションをする権利があり、その中には、貨物の点検と計測、長期保税倉庫内での移動（貨物の状態を変化させたり包装や識別手段を破損することがないという条件で）も含まれる¹¹。

税関からの許可があれば、長期保税倉庫内の貨物に対する簡単な組み立て、サンプルや見本の抽出などのオペレーションも行うことができる（貨物の販売や運送準備、その中にはロット分け、発送形成、選別、梱包、再梱包、識別表示、商品の外観の改善も含まれる¹²）。

長期保税倉庫内の全貨物、または貨物の一部に対し、当該貨物の所有権、使用权、および（または）処分権の移転を伴う取引を行うことができる¹³。

長期保税倉庫に関する情報、所在地、連絡先はユーラシア経済委員会のウェブサイトにある長期保税倉庫台帳から入手することができる。

<https://portal.eaeunion.org/sites/odata/layouts/15/Portal.EEC.Registry.Ui/DirectoryForm.aspx?ViewId=1631d8b8-efd5-4a46-80d9-5e252e7986bb&ListId=0e3ead06-5475-466a-a340-6f69c01b5687&ItemId=229>

4. 長期保税倉庫および一時保税倉庫の台帳への登録

長期保税倉庫または一時保税蔵置場の所有者となれるのは、税関により長期保税倉庫または一時保税蔵置場の台帳に登録されたロシア法人である¹⁴。

長期保税倉庫または一時保税蔵置場を所有する会社の台帳登録条件は以下のとおり¹⁵。

- 1) 規定の要件に適合する建物および（または）屋外のヤードを所有または賃借¹⁶していること

¹⁰法令では「商品に関わる全権を有する者、またはその代表者」という表現が使われる。これは多くの場合、荷受人、商品の所有者を意味する。

¹¹関税同盟関税基本法第 232 条第 1 項

¹²関税同盟関税基本法第 232 条第 2 項

¹³関税同盟関税基本法第 232 条第 4 項

¹⁴連邦法「ロシア連邦の税関規則」第 75 条第 1 項、第 69 条第 1 項

¹⁵連邦法「ロシア連邦の税関規則」第 70 条、第 76 条

¹⁶一時保税蔵置場の所有者としての台帳登録申請日から 1 年以上の期間で賃貸契約しなくてはならない。

- 2) 損害賠償保険の契約があること¹⁷
- 3) 税関への申請日時時点で関税や遅払い料の滞納がないこと
- 4) 税関への申請日以前の1年間に何らかの税関規則違反による行政違反罰を2回以上受けた事実がないこと¹⁸
- 5) 以下の金額以上の税関・税金支払い担保を納めていること
 - 閉鎖型の長期保税倉庫と一時保税蔵置場 — 250 万ルーブル
 - 公開型の長期保税倉庫と一時保税蔵置場 — 250 万ルーブルに加え、一時保税蔵置場として建物を使用している場合、建物の有効容積 1 m³あたり（端数切り上げ）300 ルーブル、および（または）一時保税蔵置場としてヤードを使用している場合、ヤードの有効面積 1 m²あたり（端数切り上げ）1,000 ルーブル

5. 長期保税倉庫と一時保税蔵置場の基本的な義務¹⁹

- 1) 貨物の一時保税蔵置条件の遵守
- 2) 貨物の保全の確保
- 3) 保管中の貨物の帳簿管理を行い、それに関する報告書を税関に提出する
- 4) 税関の許可なく第三者を保管中の貨物に近づけない
- 5) 保管中の貨物への税関職員へのアクセスを確保する

¹⁷保険金額は、有効面積 1 平方メートル当たり 3,500 ルーブル、または（もしくは）有効容積 1 立法メートル当たり 1,000 ルーブル。ただし、200 万ルーブルを下回らない。

¹⁸行政違反法第 16.9 条第 1 項（商品の不足）、第 16.13 条（税関の許可および税関への通知なしでの、税関管理下にある商品の運搬もしくはその他オペレーションの実施）、第 16.14 条（商品の保管にかけるルール、保管ルール、もしくは、そのオペレーションの実施ルール違反）、第 16.15 条（税関への報告書の未提出）、第 16.23 条第 2、3 項（税関分野の不法な活動）に則った税関ルール違反。

¹⁹関税同盟関税基本法第 26 条、第 32 条

6. 長期保税倉庫と一時保税蔵置場に対する要件

長期保税倉庫と一時保税蔵置場への主要な要件は以下のとおり。長期保税倉庫と一時保税蔵置場の建物および（または）屋外のヤードは以下の目的でこのように構築および装備されていなければならない。

- 貨物の保全を確保する
- 第三者（倉庫の従業員でも、貨物に対する権限所有者でも、権限所有者の代理人でもない者）の接近を排除する
- 当該貨物に対する税関管理の実施を保証する

一時保税蔵置場

一時保税蔵置場の構築、装備および立地の要件は以下のとおり²⁰。

- ✓ アクセス用の道路があること
- ✓ 公開型の一時保税蔵置場の建物は、必ず地上の建築物または構造物に立地していること
- ✓ 税関による貨物と輸送手段の臨検が 1 年中可能なように構築された場所があること
- ✓ 隣接する敷地に柵が施されていること²¹
- ✓ 屋外のヤードが一時保税蔵置場として使用されている場合、ヤードに柵を施すまたは場所の標識があること
- ✓ 一時保税蔵置場の敷地には、その機能と関係のない物件を含めてはならない
- ✓ 他に害を及ぼす、または特別な保管条件を要する貨物を保管できる特別な構築と装備のある建物があること（このような貨物の保管が想定されている場合）

²⁰連邦法「ロシア連邦の税関規則」第 71 条

²¹領域に隣接するフェンスによって一時保税蔵置場の機能の技術的特性の発揮ができない、もしくは十分に実施できない場合、税関の決定に基づき「税関管理ゾーン」という表札を掲げることができる。

- ✓ 管理・通過ポイント、および一時保税倉庫の境界を超える貨物と輸送手段の通過を管理する手段があること
- ✓ 臨検用のレントゲン機器、および核分裂性物質・放射性物質²²を用いた管理手段があること
- ✓ さまざまな重量のものが計量できる計量機器があること
- ✓ 税関のプログラムと互換性のある貨物の自動会計システムがあること
- ✓ 電話・ファックス通信、オフィス機器やコピー機があること
- ✓ 税関へ報告書を電子版で提出し、税関からの貨物リリースに関する情報を電子版で受け取ることができること
- ✓ 積み込み・積み降ろし機器（自動フォークリフト、電動フォークリフト、電動カー、機械仕掛けの荷車、クレーン、ホイスト、その他の積み込み・積み降ろし機器）があること
- ✓ 自動化されたボックスシステムを貨物の保管に使用している一時保税蔵置場では、税関のプログラムと互換性のある貨物の入庫・会計管理の電子システムがあること。システムは、これにより税関がボックスへの貨物の入庫と保管を管理でき、倉庫の従業員や他の権限のあるものにより貨物の点検・計測・移動・計量が行われた日時がわかるものであること
- ✓ 公開型の一時保税蔵置場は、交通の要（結節点）や主要幹線道路から十分近いところにあること
- ✓ 一時保税蔵置場は周囲に切れ目のない敷地に立地せねばならない
- ✓ 一時保税蔵置場は移動可能な輸送手段や輸送機器の上に立地してはならない

²²放射能制御物質の必要性、量、種類は、技術規則と国家標準に基づき、税関の上位機関の合意に従って、税関が定める。

長期保税倉庫

長期保税倉庫の構築、装備および立地の要件は以下のとおり²³。

- ✓ 公開型の長期保税倉庫 — 長期保税倉庫の建物は必ず地上の建築物または構造物に立地していること（長期保税倉庫は移動可能な輸送手段や輸送機器の上に立地してはならない）
- ✓ アクセス用の道路があること
- ✓ 長期保税倉庫に隣接する積み込み・積み降ろし用のヤードがあること
- ✓ 長期保税倉庫の敷地には柵、管理・通過ポイント（一つまたは複数）があり、周囲に切れ目がないこと
- ✓ 長期保税倉庫の敷地と建物には「保税倉庫」というロシア語と英語の標識を掲げること
- ✓ 長期保税倉庫の敷地と建物には、保税倉庫の機能と関係がなく、その仕事を保証するものではない施設を含めてはならない
- ✓ 長期保税倉庫では、特別な保管条件を要する貨物を保管できる特別な装備のある建物を別個に構築すること（このような貨物の保管が想定されている場合）
- ✓ 長期保税倉庫では、ヤード内を区切り、任意の受容可能な方法（テープで柵をする、柵を用いる、然るべき標識や標記による目印のある技術的通路を使う）で標示しなければならない
 - 保税倉庫手続きが完了した貨物の倉庫から持ち出すまでの保管用
 - 保税倉庫手続きの申請書付きで税関申告書が提出されている貨物用
 - 輸出手続きにかけられている貨物の保管用²⁴
- ✓ さまざまな重量のものが計量できる計量機器があること

²³連邦法「ロシア連邦の税関規則」第 80 条

²⁴6 ヶ月以内に、輸出通関手続きに掛けられる関税同盟貨物を長期保税倉庫に保管することは許可されている。

- ✓ 電話・ファックス通信、オフィス機器やコピー機があること
- ✓ 税関のプログラムと互換性のある貨物の自動会計システムがあること
- ✓ 自動化されたボックスシステムを貨物の保管に使用している長期保税蔵置場 — 税関のプログラムと互換性のある貨物の入庫・会計管理の電子システムがあること。システムは、これにより税関が以下のことを管理できること。
 - 貨物のボックスへの入庫と保管
 - 倉庫の従業員や他の権限のある者による当該貨物の点検・計測・移動・計量の実施、およびそのオペレーションの日時の特定
- ✓ 保税倉庫に保管中の貨物を識別する目的で、個々の保管場所には以下の内容の証書がなくてはならない
 - 貨物の税関申告書の登録番号
 - 貨物の重量
 - 貨物の長期保税倉庫での保管期間終了日

7. ロシアにおける長期保税倉庫の事例

2016年2月9日現在、ロシアでは約109の長期保税倉庫が営業しており、うち55は公開型の長期保税倉庫である。

これは、ロシアでは長期保税倉庫の開設し機能させることは禁止されていないことを意味する。さらに、外国企業が長期保税倉庫を創設することに関する制限もない。しかし、長期保税倉庫を所有する会社はロシア法人でなくてはならない。例えば、DHLはロシアに一時保税蔵置場をロシア法人である子会社を通じて所有している。同様に、KERAMA MARAZZI, Iveco, BAW-RUS Motor Corporationなどの会社がロシアに長期保税倉庫を所有している。

長期保税倉庫の敷地内に必ず税関ポストを置くことは法律で要求されていない。そのため、税関ポストの置かれている長期保税倉庫もある。

長期保税倉庫の敷地内に税関ポストがないことで、いくらかの支障がある。例えば、税関ポストで保税倉庫手続きを行い保税倉庫に貨物を収納した後に、臨検あるいは点検の決定があり、税関ポストの職員を長期保税倉庫で待たせる、あるいは同倉庫へ行かせる必要がある。しかし、長期保税倉庫の体制（システム）は税関職員の長期保税倉庫での常駐を要求していない。通常、閉鎖型の長期保税倉庫の敷地内には税関ポストがない（例えば KERAMA MARAZZI, BAW-RUS Motor Corporation）。

公開型の長期保税倉庫の顧客はこのような困難を許容できないので、このような倉庫には通常税関ポストが配置されている。

以上